

B社から提出された資料の確認結果

内容	再生プラスチック指針に則っているか否か
① 原料及び保管方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料ベール（収集したものを圧縮し結束材で梱包して俵状にしたもの）は、購入先と「使用済 PET ボトル購入契約」を締結し、容器包装リサイクル法に基づき分別・回収・選別・梱包されたクラス 2 に該当する原料のみを購入することになっている。 ・ キャップやラベルが付いた状態のボトルも含んで圧縮された状態で搬入される。 ・ 機器や手選別により非食品用途の容器、着色されたボトル、金属、紙パック、PET 以外の合成樹脂製ボトルを除外し、PET 透明容器のみを選別している。 ・ 購入先名、受け入れ日付の記入、先入れ先出し、水濡れや紫外線による劣化防止の処置が行われている。 	則っている
② 再生工程	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 粉碎、洗浄等の工程において、比重の違いを利用して表面に吸着した PET 以外の樹脂や汚れ等を除去している。また、独自の機器により揮発性有機化合物などの不純物の除去することができる。 ・ 得られた再生フレークを原料として成形加工を行っている。 ・ 工程管理については、各工程の標準作業手順書を作成し、遵守を確認し製造している。機器の操作手順の確認やメンテナンス等を定期的実施している。 	則っている
③ 代理汚染物質試験等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 極性、揮発性の観点から幅広い汚染物質を 6 種類選定している。 	則っている

<ul style="list-style-type: none"> ・ 50～60℃、1週間（FDA法である40℃、2週間と同等であることをFDAは承諾）の条件下で、代理汚染物質6種類それぞれが数百～数千 mg/kg 吸着した汚染フレークを用いている。 ・ 揮発留分除去工程での代理汚染物質試験において、選定した6種類の汚染物質すべてのフレーク中濃度が、拡散モデルから算出された溶出限度値 10 μg/kg に対応する最終製品内の汚染物質最大許容残留濃度以下であることを確認している。 ・ 代理汚染試験結果などを以て、米国食品医薬品局（FDA）のオピニオンレター（No Objection Letter:NOL）を取得していることを確認している。 	
<p>④ 食品衛生法への適合</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 材質試験や溶出試験により規格基準に適合していることを確認している。 	<p>則っている</p>